訓　令

○農林水産省訓令第３号

省中一般

地方農政局、森林管理局及び沖縄総合事務局に公共事業に関する事務について主体的かつ一体的に処理させる場合の事務の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年３月29日

農林水産大臣　鹿野　道彦

地方農政局、森林管理局及び沖縄総合事務局に公共事業に関する事務について主体的かつ一体的に処理させる場合の事務の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令

地方農政局、森林管理局及び沖縄総合事務局に公共事業に関する事務について主体的かつ一体的に処理させる場合の事務の取扱いに関する訓令（平成13年農林水産省訓令第８号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第３条関係）

会　計	項	目	摘　要
一般会計	農業生産基盤保全管理・整備事業費	諸土地改良事業費補助	生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業のうち都府県営に係る事業を除く。
		土地改良施設管理費補助	
	農地等保全事業費	地すべり対策事業費補助 公害防除特別土地改良事業費補助	
	沖縄開発事業費	農業生産基盤保全管理・整備事業費補助 農地等保全事業費補助	
		治山事業費補助	保育事業に限る。
		森林環境保全整備事業費補助	被害森林整備に限る。
		水産基盤整備事業費補助	漁港関連道整備事業に限る。
	離島振興事業費	農業生産基盤保全管理・整備事業費補助 農地等保全事業費補助	
国有林野事業特別会計	治山事業費 北海道治山事業費 離島治山事業費 沖縄治山事業費	国有林野内治山事業費	

附　則

この訓令は、平成23年度予算の成立の日から施行し、平成23年度分の予算から適用する。

告　示

○消費者庁告示第四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十三第二項の規定に基づき内閣総理大臣が乾めん類品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百三十九号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十三年四月一日

消費者庁長官　福嶋　浩彦

第四条第二項中「そば粉の配合割合の事項を省略することができる。」の下に「また、調理方法を一括して表示することが困難な場合には、調理方法の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第四十号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十六条の四の四第一項に規定する前々年度の全国の市町村たばこ税の額の合計額として総務大臣が定める額は、七千六百六十六億三千十五万五千円とする。

平成二十三年四月一日

総務大臣　片山　善博

○法務省告示第百五十号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国コロンビア特別区を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十三年四月一日

法務大臣　江田　五月

氏　　名　大西好祐

生年月日　千九百六十三年七月二十八日

国　　籍　日本国

○法務省告示第百五十一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十三年四月一日

法務大臣　江田　五月

氏　　名　中村千早

生年月日　千九百六十二年九月二日

国　　籍　日本国

○法務省告示第百五十二号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに同規則第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十三年四月一日

法務大臣　江田　五月

登記所	指定の効力が生ずる日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第十三号）の規定によりその商業登記の事務が千葉地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の千葉地方法務局木更津支局及び市原出張所	平成二十三年五月二十三日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第十三号）の規定によりその商業登記の事務が水戸地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の水戸地方法務局日立支局及び鹿嶋支局	平成二十三年五月二十三日